ACSES ニュースレター_２４７５号（2023 年 3 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇産業廃棄物処理場で火災　廃材が自然発火した可能性　大分〈放送報道〉
◇激しく上がる黒煙に一時騒然と…工場で火災　長野・飯田市〈放送報道〉
◇呉市警固屋のダイクレ興産工場で火災〈新聞報道〉
◇開業前の廃棄物リサイクル倉庫が全焼　若狭町神谷（福井県）〈放送報道〉
◇沖縄近海の海洋汚染 22 件　船舶からの油流出が半数　海洋汚染の法違反による摘発も〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・「配管内の漏水で圧力加わり放水に」スプリンクラー“水浸し楽団”独自の原因調査結果を公表　行政にも早期究明求める　静岡・裾野市〈放送報道〉
・ノロで 13 人食中毒　ネギトロ巻やマグロ漬け丼など食べ　千葉・旭のすし店〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・ゴム手袋を装着して触ってもアウト…殺人事件にも使われた「タリウム」の「致死量」と「特徴」〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・スマホから出火！　危険な“膨張バッテリー”をどう処分する？　４つの事故防止対策も解説〈Web 報道〉
・枯草火災多発「あっという間に燃え広がる」消防が燃焼実験で注意喚起　新潟市〈放送報道〉
・水俣病問題の国際発信を訴え　第1次訴訟判決50年で集会〈Web報道〉
・不審者の学校侵入防止対策の強化について（3/20 掲載）〈文部科学省〉
・当時の工場長を業務上過失傷害疑いで書類送検　いわき爆発〈新聞報道〉
・ひつぎに入れたまま、ストレッチャーに積み重ね・・・　解剖実習で使う献体を放置、大学医学部の元職員を停職処分相当に〈新聞報道〉
・鳥取大が付属学校の教職員手当6千万円分を追加支給　労基署指摘受け〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・ミサイル避難施設、地下は4%　地方では確保困難、ゼロの県も〈Web報道〉
・大震災の教訓、地図に現れた「心の模様」　大学生にアンケート10年〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３３報）〈厚生労働省〉
・福島第一原発の処理水放出向け設備でトラブル　弁の閉止不十分で混入〈新聞報道〉／約8トンの処理水　誤って別のタンクへ流入するトラブル　外には漏れ出ず＜東京電力・福島第一原発＞〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・プルサーマル発電、2基中断へ　玄海と伊方、高浜は継続〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスク
[3] 換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件（国土交通省告示第 207 号）〈官報〉
[4] 直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件（国土交通省告示第 208 号）〈官報〉

花簪（ハナカンザシ）

[5] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施<厚生労働省>
[6] 温暖化対策関係
◇気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第６次評価報告書統合報告書の公表について<農林水産省>／30 年の CO2 排出、半減が必要　1.5 度抑制へ IPCC<Web 報道>
◇脱炭素で踏み込み足りず、日本の声明案に欧米難色－４月に閣僚会合<Web 報道>
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募結果、意見募集結果］　　１件
[8] その他省庁発表　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[10] 海外の化学物質管理情報
(1) 中国における化学物質管理政策最新動向セミナー（オンライン）のご案内
(2) 欧州における最新動向
(3) 米国における最新動向
(4) ベトナムにおける最新動向
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件

****
[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇産業廃棄物処理場で火災　廃材が自然発火した可能性　大分
＜OBS 大分放送　2023 年 3 月 20 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/386519?display=1
30 日未明、大分県中津市の産業廃棄物処理場でプラスチックなどの廃材が焼ける火事がありました。けが人や建物への延焼はありませんでした。
30 日午前 2 時前、大分県中津市三光にある「平山産業」の産業廃棄物処理場から出火しました。消防車 7 台が出動して、火はおよそ 2 時間半後に消し止められましたが、処理場に置いてあったプラスチックなどの廃材がおよそ 370 平方メートル焼けました。この火事によるけが人や建物への延焼はありませんでした。
警察によりますと出火当時、処理場は稼働しておらず、廃材置き場は無人だったということです。警察は廃材が自然発火した可能性を含め消防と合同で実況見分を行い、火事の状況や原因を調べています。

◇激しく上がる黒煙に一時騒然と…工場で火災　長野・飯田市
＜SBC 信越放送　2023 年 3 月 21 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/388275?display=1
20 日午後、長野県飯田市の工場で火事があり、周辺は一時騒然としました。
火事があったのは飯田市松尾新井（まつおあらい）の宮内産業で、午後 4 時半前、工場から黒煙が見えると消防

に通報がありました。
消防によりますと、消防車6台が出て消火にあたり、火はおよそ50分後に消し止められました。
中に取り残された人はおらず、今のところけが人はいないということです。
県道脇に立つ工場からは一時激しく黒煙が立ち上がり、合わせて17件の119番通報が入ったということです。
消防が、火が出た原因を調べています。

◇呉市警固屋のダイクレ興産工場で火災
＜中國新聞　2023年3月21日＞　https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/284046
　21日午前10時半ごろ、広島県呉市警固屋9丁目のダイクレ興産警固屋工場から出火、鉄骨平屋1棟を半焼した。現場周辺には複数の工場が隣接している。
　呉署などによると、出火当時、火災のあった工場には複数の従業員がいたが、けが人はなかったという。

◇開業前の廃棄物リサイクル倉庫が全焼　若狭町神谷（福井県）
＜FBC福井放送　2023年3月21日＞　https://www.fbc.jp/news/news95nfv2fp8x7w2vc8bu.html
２１日午前２時ごろ、若狭町神谷の廃棄物リサイクル業金子商事から出火。木造平屋建ての倉庫兼事務所およそ８００平方メートルを全焼したほか、敷地外の空き地およそ７２０平方メートルを焼いて、火はおよそ３時間２０分後に消し止められた。出火当時は無人で、けが人はいなかった。（３月２１日）
小浜署によると、巡回中の警察官が「黒煙と火が見える」と１１９番通報した。同社は開業前で、倉庫内には冷蔵庫やミシン、ギターのほか、金属ゴミが置いてあったという。同署などが出火原因を詳しく調べている。

◇沖縄近海の海洋汚染22件　船舶からの油流出が半数　海洋汚染の法違反による摘発も
＜琉球新報　2023年3月20日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1680572.html
　第11管区海上保安本部は19日までに、2022年に沖縄近海で確認された海洋汚染は22件（前年比12件減）だったと発表した。油による汚染が19件、廃棄物による汚染が3件だった。全国は468件（同25件減）。
　11管によると、沖縄近海で確認された油汚染19件のうち、船舶からの油流出が11件と最も多く、原因不明は8件。排出原因は、故意による流出が4件、配管の腐食や故障による流出が3件、船舶海難事故が2件で船舶別では漁船が最多だった。本部町の漁港で22年6月、船の機関室にたまった「ビルジ」と呼ばれる廃油約35リットルを海に排出したとして、海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律（海防法）違反で、男性船長が摘発された。
　11管は「コストや手間がかかるが、適切な方法で廃油処理を行ってほしい」と注意喚起するとともに、海洋環境保全の協力を呼び掛けている。

◇その他の事故、事件
・「配管内の漏水で圧力加わり放水に」スプリンクラー“水浸し楽団”独自の原因調査結果を公表　行政にも早期究明求める　静岡・裾野市
＜静岡放送　2023年3月20日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/sbs/388639
静岡県裾野市の裾野市民文化センターのスプリンクラーによって、水浸しの被害を受けた楽団が3月20日に会見を開き、事故の原因は配管内の漏水だとする調査結果を明らかにしました。楽団側は裾野市に対して「調査結果を参考にしてほしい」と呼びかけ、事故原因の早期究明を求めました。
＜シンフォニエッタ静岡　中原朋哉芸術監督＞
「スプリンクラーの点検と整備、設備に不備があった。配管内の漏水によって加圧用配管内が満たされ、圧力が加わったことで放水に至ったというのが結論です」
この問題は2022年9月、裾野市民文化センターの大ホールで突然舞台上のスプリンクラーが作動し「シンフォニエッタ静岡」のメンバー5人がけがをしたほか、楽器や楽譜などが水浸しになったものです。これまで独自の現地調査などを実施していた楽団は3月20日、記者会見を開き、スプリンクラーの加圧用配管内で許容量を超える漏水があり、何らかの圧力で放水に至ったと結論付けました。

＜シンフォニエッタ静岡　中原朋哉芸術監督＞
「ぼくらは(原因が(漏水だとわかったので(裾野市にも)参考にしてほしいし、もっとやりたい調査はあるので、そこも協力して一緒にやればもっと早く解決できるはず」
裾野市側も原因調査を進めていますが、当初、2022 年度内にはまとめる予定だったものの、調査は 2023 年 6 月末までかかるという見通しを示しています。

・ノロで 13 人食中毒　ネギトロ巻やマグロ漬け丼など食べ　千葉・旭のすし店
＜千葉日報　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.chibanippo.co.jp/news/national/1039698
　千葉県は 19 日、旭市西足洗のすし店「たから」で飲食した 21～77 歳の男女 13 人からノロウイルスが検出されたと発表した。海匝保健所は従業員 3 人の便からも同ウイルスが検出されたことなどから、同店を原因とする食中毒と断定し、19 日から 3 日間営業停止処分とした。
　県衛生指導課によると、13 人は 5 日と 10 日、11 日のいずれかに来店しており、ネギトロ巻やマグロ漬け丼などを食べたという。いずれも快方に向かっている。15 日に患者の関係者から連絡を受けて調査した。

◇*事故、事件の続報*
・ゴム手袋を装着して触ってもアウト…殺人事件にも使われた「タリウム」の「致死量」と「特徴」
＜現代ビジネス　2023 年 3 月 21 日＞　https://gendai.media/articles/-/107638
　現在までに 118 種類が知られている、世界を形作る構成要素、「元素」。私たち人類の身体もまた、さまざまな元素からできている。元素のちょっとしたバランスの乱れが健康状態までをも大きく左右する。そんな元素と人間の深遠な関係について、累計 18 万部を突破しているベストセラー『元素 118 の新知識〈第 2 版〉 引いて重宝、読んでおもしろい』を著した桜井弘氏に聞いた。
タリウムとは？
　1859 年、ドイツの科学者キルヒホッフとブンゼンは分光器を発明し、元素のスペクトル分析法を開発した。彼らはこれを用いて鉱泉の水からセシウム(Cs)、次いでルビジウム(Rb)を発見した。1861 年にイギリスのクルックスは、硫酸工場の残留物を研究しているときに、分光分析により緑色の炎光スペクトルを発する物質を発見し、これをギリシャ語の「新緑の若々しい小枝」(thallos)にちなんで thallium と命名した。Thallos はもともとギリシャ神話の主神ゼウスの娘タレイアに由来する語であり、タレイアは美・優雅・花盛りを象徴する女神とされている。
　一方、フランスのラミーも、1862 年に分光分析法によりタリウムを確認し、金属タリウムの単離に成功した。さらにタリウムが+1 と+3 の化合物をつくり、それぞれがアルカリ金属およびアルミニウム(Al)と類似することを見出した。学会発表はラミーが先であったため、ラミーが第一発見者とされたが、これにクルックスが反論し、現在はクルックスが第一発見者とされている。
　タリウムは外観、性質、比重などが鉛(Pb)によく似ており、ナイフで切れるくらいにやわらかい。タリウムは乾燥した空気中では安定であるが、湿度が高くなると酸化されやすくなる。水素、窒素や炭素と直接には反応しないが、フッ素や塩素などのハロゲン類とは反応し、+1 を経て+3 を生成する。しかし、水溶液中では+3 タリウムは+1 に比べて不安定であり、pH1 から 2・5 においてもコロイド状の酸化物を生成する。
塩化タリウム
塩化タリウム(TlCl)は感光性があり、光により暗色になる。ヨウ化ナトリウム(NaI)に塩化タリウムを溶解すると、$TlCl2^{-}$,$TlCl4^{-3}$などの錯体が生成して新しい吸収体の発光スペクトルを生じる。この錯体は放射線によって蛍光を発しやすく、また蛍光の減衰時間も常温で 10-7 秒程度と短いため、感度よくγ線を計測することができる。こうした性質から、γ線の測定装置の検出部に利用されている。　近年、水銀とハロゲン化物(メタルハライド)の混合蒸気のアーク放電による高輝度、省電力、長寿命のメタルハライドランプが、野外照明などに用いられている。このメタルハライドランプにヨウ化タリウムを加えると、ランプが緑色に発光するため、装飾用の照明などに利用されている。
毒性のメカニズム
タリウム化合物は一般に毒性が高く、硫酸塩(Tl2SO4)は殺鼠剤、殺蟻剤として使用された。無味・無臭だが、人

に危険であるため、現在では使われていない。実際、1947～53年に、オーストラリアでタリウムによる連続毒殺事件が発生した。アガサ・クリスティーの『蒼ざめた馬』でもタリウムが毒薬として登場している。2005年にはわが国でも、タリウムを用いた殺人未遂事件が起こっている。　タリウムは生体内でおもに+1イオンとして存在し、そのイオン半径(1・50Å)はカリウムイオン(K+)のイオン半径(1・38Å)と類似している。生体内でもK+イオンと類似した挙動をとり、細胞内へもK+イオンと同様に取り込まれてK+イオンが関与する生体内反応を阻害する。これがタリウムの毒性発現のメカニズムと考えられている。

タリウムは消化管、皮膚、呼吸器から吸収される。消化管からの吸収は速やかで、全身の臓器に分布する。ゴム手袋を装着しても経皮吸収されるので、取り扱いには十分に注意する必要がある。硫酸タリウムの経口投与による平均致死量は1g(14～15 mg/kg体重)である。

タリウムの放射性同位体である201Tlは、半減期約3日で壊変し、その際、電子捕獲によりX線およびγ線を放出する。201Tl+を生体内に投与すると、前述のようにタリウムとカリウムのイオン半径が類似しているため、心筋の細胞膜に存在するナトリウムーカリウムATPアーゼ(Na,K-ATPase:細胞内のNa+をくみ出し、細胞外のK+を取り込む)の作用により、心筋細胞内へ能動的に取り込まれる。201Tlは心筋の血流に従って細胞に分布するため、血管拡張剤を投与した場合と安静状態での201Tlの心筋細胞への集積画像を比較することから、虚血性心疾患の患者の血流と心筋細胞の生存度の評価が可能となる。わが国においても、臨床の場で広く用いられている。また、201Tlはがんへの取り込みも認められ、脳腫瘍、甲状腺腫瘍、肺腫瘍、骨・軟部腫瘍および縦隔腫瘍の画像診断にも用いられている。　なお、臨床において投与されるタリウムの量は痕跡量(2～3ppm以下)であるため、タリウムによる毒性は問題とならない。

さらに連載記事＜「長野県」で調べてわかった、じつは日本人に不足している「意外なもの」＞では、逆に人体にとって不可欠となる微量元素について、詳しく解説する。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・スマホから出火！　危険な“膨張バッテリー”をどう処分する？　４つの事故防止対策も解説

＜オトナンサー　2023年3月21日＞　https://otonanswer.jp/post/156675/

https://news.yahoo.co.jp/articles/b7a0642601eecb838c36eff14a50670f5f9c0217

スマホやパソコンなどの電子機器を使っていると、バッテリーが膨張することがあります。そのまま使い続けると事故が起きる可能性があるため、修理事業者にバッテリーの交換を依頼するか、製品ごと処分する必要があります。ただ、ネット上では「捨て方が分からない」「店によっては、製品を引き取ってくれない」といった内容の声が上がっています。

膨張したバッテリーは、どのように取り扱ったらよいのでしょうか。処分を依頼するために、家電量販店などに持ち込んでも問題ないのでしょうか。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）製品安全広報課の担当者に聞きました。

金属製の容器に入れること

Q.そもそも、バッテリーが膨張するのはなぜでしょうか。考えられる原因について、教えてください。

担当者「スマホやパソコンに使用されているリチウムイオン電池は、劣化すると内部の電解液が分解して、ガスが発生することがあります。このガスの発生量が増えることで、バッテリーが膨張していきます」

Q.バッテリーが膨張した機器をそのまま使い続けた場合、どのようなリスクがあるのでしょうか。

担当者「膨張したバッテリーを使い続けていると、膨張の力で内部構造や機器本体が破壊され、電池のプラス極とマイナス極が直接つながってショートする『短絡』を起こすことがあります。すると、その火花が内部にたまったガスや可燃性の電解液に引火して発火、破裂する恐れがあります。

実際に、ノートパソコンの膨張したバッテリーパックに圧力が加えられたため、内部のリチウムイオン電池が短絡し、出火に至った事例があります」

Q.では、電子機器のバッテリーが膨張した場合、どうすればよいのでしょうか。家電量販店が引き取ってくれるケースもあるようですが、その場合、店舗まで持ち運んでも問題ないのでしょうか。

担当者「バッテリーが膨張、変形した場合は、すぐに使用をやめてください。その上で、メーカーや購入先の家電量販店にバッテリーの交換や回収が可能かどうかを事前に問い合わせ、適切に処分していただきたいと思いま

す。
処分までバッテリーを一時的に保管する場合や、バッテリーを家電量販店まで持ち運ぶ場合は、金属製の容器に入れてふたをし、テープなどで密封することが望ましいです。万が一発火した場合に、周囲への延焼被害を低減することができます。交換の場合は、メーカーなどが専用の容器で回収してくれる場合があります。
なお､バッテリーを一般ごみとして捨ててしまうと､ごみ収集車やごみ処理場で火災が発生する原因となるので、絶対にやめてください」
Q.スマホやパソコンのバッテリーの膨張をできるだけ防ぐには、製品をどのように取り扱ったらよいのでしょうか。
担当者「次の４点を心掛けてください」

(1) 車のダッシュボードの上など、高温の場所に長時間設置しない
(2) 湿気の多い場所での使用を避ける
(3) 機器を水没させない
(4) 機器に大きな衝撃を与えない。ペットを飼っている場合は、機器をかまれないように注意

バッテリーによる発火事故は、頻繁に発生しています。バッテリーが膨張した段階ですぐに使用をやめ、速やかに交換や処分をしてください。

・枯草火災多発「あっという間に燃え広がる」消防が燃焼実験で注意喚起　新潟市
＜新潟放送　2023年3月21日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/bsn/388963
https://news.yahoo.co.jp/articles/05f3931777a3f4ae70bdf2feaeac31c665896d4a
3月に入り新潟市では、ごみの焼却やたばこの投げ捨てなどによる『枯草火災』が多発しています。
どれくらいのスピードで燃え広がるのか…。
枯草火災の危険性を知ってもらおうと、新潟市北消防署が燃焼実験を行って危険性と注意を呼び掛けました。
河川敷での“たき火が枯草に燃え移ってしまった”想定で行われた燃焼実験では、風速7～9m程度の風が当たるとあっという間に燃え広がってしまいました。
新潟市では3月に入り枯草火災が多発。20日までに7件発生していて、去年の同じ月と比べるとすでに6件も上回っているということです。
【新潟市消防局予防課　佐藤幸拡課長】
「天気の良い日の風の強い日にたき火や火入れをしますと、想像以上に燃え広がることがあります。水バケツや消火器の準備をして火を使用してもらいたい」
暖かくなってくるこの時期は例年『枯草火災』が増加傾向にあり、新潟市消防局では「火を消すまで“そばを離れない”」など、野外での火の取り扱いに注意するように呼びかけています。

・水俣病問題の国際発信を訴え　第1次訴訟判決50年で集会
＜共同通信　2023年3月19日＞　https://www.47news.jp/news/9079994.html
熊本地裁が水俣病の原因企業チッソの責任を認めた熊本水俣病第1次訴訟判決から20日で50年を迎えるのを前に、患者団体「水俣病互助会」などが19日、熊本県水俣市で記念集会を開いた。参加者らは「裁判して良かった」などと当時を振り返る一方、水俣病問題を国際的に広く発信する必要性を訴えた。
集会では、チッソの社員でありながら、患者を支援してきた山下善寛さん（82）が「日本だけでなく世界に水俣病を発信する必要がある」と主張した。
原告の一人で、胎児性水俣病患者の坂本しのぶさん（66）は集会後、取材に応じ「裁判して良かったと思う。後の人につながったから」と語った。

・**不審者の学校侵入防止対策の強化について**（3/20掲載）
＜文部科学省　2023年3月20日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqDadaLnSmEl2bF

・当時の工場長を業務上過失傷害疑いで書類送検　いわき爆発

＜福島民友新聞　2023 年 3 月 21 日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20230321-765426.php

いわき市の化学品メーカー堺化学工業湯本工場で 2021 年 5 月、亜鉛粉末の製造工場建屋が爆発し、従業員 4 人が重軽傷を負った事故で、いわき中央署は 20 日、安全管理を怠ったため事故が起きたとして、業務上過失傷害の疑いで当時の現場責任者だった男性工場長 1 人を書類送検した。

事故を巡っては昨年 1 月、同社が亜鉛粉末を大きさでふるい分ける分級工程での粉じん爆発が事故原因だったとする調査結果を発表している。同事故では、協力会社の 20～60 代の男性従業員 4 人がやけどなどで重軽傷を負った。

・ひつぎに入れたまま、ストレッチャーに積み重ね・・・　解剖実習で使う献体を放置、大学医学部の元職員を停職処分相当に

＜山陰中央新報　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/356566

https://news.yahoo.co.jp/articles/2c57c027fb8182afdd11bcc26549b8891552cd80

島根大医学部（出雲市塩冶町）が解剖実習で使う献体を放置していた問題で、大学は２０日、献体管理を担当していた３０代の元技術専門職員を、１５日付で停職３カ月の懲戒処分相当にしたと発表した。元職員は昨年１０月に退職しており、実質的な処分はしていない。

同大医学部は１７～２１年度に引き受けた献体のうち、５０体について必要な防腐処置をせず、放置していたことを２２年４月に公表した。献体がひつぎに入ったままだったり、ストレッチャーに重ねられていたりした実態もあった。献体の管理は引き受けから保存までの作業を元職員が１人で担当していた。

また、大学は２０日付で管理監督者の鬼形和道医学部長を戒告処分、医学部教授１人を１日分の給与の半額を減給する処分とした。服部泰直学長は「全学を挙げて再発防止に取り組み、信頼の回復に努める」とコメントした。

・鳥取大が付属学校の教職員手当 6 千万円分を追加支給　労基署指摘受け

＜朝日新聞　2023 年 3 月 18 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASR3K6X8WR3KPUUB00L.html

鳥取大学は 17 日、鳥取労働基準監督署の是正勧告を受け、付属の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、事務部の教職員計 68 人に、総額約 6 千万円の不足割増賃金を支給したと発表した。超過勤務手当が不足していたといい、3 月分の給与で是正し、支給した。

鳥取大人事課によると、昨年 10 月に労基署の立ち入り調査を受け、2021 年 10 月～22 年 9 月の勤務について、超過勤務・休日勤務手当の不足を指摘された。

大学は、教職員が時間外に自己研鑽（けんさん）や授業準備などをした際、月給の 4%分を上乗せする独自の「付属学校教員特別手当」を払ってきた。だが労基署は、労働基準法上の労使協定（36 協定）に基づく時間外手当を適用するべきだと指摘したという。

また、労働時間を適切に把握していないとも指摘され、鳥取大は就業管理システムを導入した。鳥取大は「是正勧告を真摯（しんし）に受け止め、適正な労務管理を徹底する」としている。

公立学校の教員は教職員給与特措法（給特法）により、時間外手当ではなく月給4%分が一律支給されるが、国立大学付属学校の教員は非公務員で、給特法は適用されない。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・ミサイル避難施設、地下は 4%　地方では確保困難、ゼロの県も

＜共同通信　2023 年 3 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/9080727.html

他国のミサイル攻撃などから身を守るため、国民保護法に基づき都道府県と政令指定都市が定める「緊急一時避難施設」のうち、地上より有効とされる地下施設が全体の 4%にとどまることが 19 日、共同通信の調査で分かった。地方では地下がある建物が少ないのが大きな理由で、ゼロの県もあった。ただ北朝鮮の挑発行為などを背

景に、この１年に急増させた自治体も見られた。

共同通信は1～2月、都道府県と政令市計67自治体にアンケートを実施し、全てが回答した。地上と地下を合わせた施設数は5万9132で、このうち地下は2390（4.0%）だった。内閣府は爆風軽減の効果は地下の方が高いとしている。

政令市も含めた都道府県別に地下施設の数を見ると、最少は秋田のゼロ。岩手、島根、佐賀が1、徳島、宮崎が2で、10に満たない県が17あった。最多は東京の452で、岐阜306、石川176、大阪164、長野123と続いた。19都道府県で2022年度に地下施設が増加した。

・大震災の教訓、地図に現れた「心の模様」　大学生にアンケート10年

＜朝日新聞　2023年3月20日＞

https://www.asahi.com/articles/ASR3K6FHRR36ULEI007.html?iref=comtop_Topnews2_02

東日本大震災が社会に与えた影響をどう評価するかについて、大学生に継続的に行ったアンケートで、震災から10年ほど経つと、被災地の出身者とそうでない人の意識の差が目立たなくなったことが、宮城学院女子大の研究でわかった。被災地でも震災の記憶がない世代が増えていくことから、専門家は、経験の伝承が課題になるとしている。

大橋智樹教授（行動心理学）らのグループは、2013年から年1～2回、全国の18～25歳の大学生を対象にアンケートを実施。13年は対面で1992人、14年以降はインターネットで600人に聞いた。分析は日本心理学会で発表した。

大学生の出身地を、①岩手と宮城、福島の被災3県、②被災3県に隣接する東北や北関東、③その周辺の北海道・首都圏・中部、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄の6エリアに分け、被災地からの距離と意識の変化を調べた。

「大震災と同じような自然災害が、自分が生きている間に必ずまた起こると思う」「日本は、大震災で学んだ教訓を決して忘れてはならない」といった、大震災が社会や生活に与えた影響について、5段階で評価を聞き、「震災観」という指標にまとめた。

その結果、東日本大震災から2年足らずの13年には大震災が社会や人々の生活に与えた影響は大きいと答えた大学生が全国的に多かったが、14～15年になると、被災地から遠いエリアほど評価が下がる傾向があった。

一方、16年7月の調査では、被災地と九州・沖縄エリアで評価が高まった。4月に発生した熊本地震の影響とみられる。大阪府北部地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震があった翌年の19年には、徐々に下がっていた被災地でも再び高くなっていた。

震災観の変化とは

記事後半で「震災感」の変化を解説します。2013～23年の1年ごとの移り変わりが見えるGIF動画も。

ただ、災害が人々の意識に与…

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2023年3月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0cor-2r-IgrhOoxY

１　自治体の検査結果

宮城県、仙台市、栃木県、千葉県、東京都、文京区、神奈川県、新潟県、山梨県、浜松市、京都市、大阪市、徳島県、高知市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・福島第一原発の処理水放出向け設備でトラブル　弁の閉止不十分で混入

＜朝日新聞　2023年3月20日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/c2f0f2ceded0635d564c21528a94bb8f82acaf63

東京電力は20日、福島第一原発（福島県）で、処理水の海洋放出前に基準を満たしているか確認するためのタンクに、別のタンクの水が流入したと発表した。二つ並んだ弁がいずれも完全に閉まっていなかったという。政府と東電は夏までに海洋放出を始める方針。放射性物質の濃度を均質にして測定するため、17日からタンク内の攪拌（かくはん）作業をしていた。

東電によると、問題となったタンクには、大半の放射性物質を取り除く多核種除去設備（ALPS）で処理した汚染水が入っている。

計画では30基のタンクを、10基ごとにA群、B群、C群に分け、それぞれ（1）受け入れ、（2）測定、（3）放出をローテーションして使う。測定の前には各タンクの底部に付けた機器でかき混ぜる。当面、攪拌作業は144時間（6日間）以上するという。

今回はB群について17日午前11時ごろから作業を開始。19日午前0時ごろ、今回測定の対象ではないA群の一つのタンクで、水位が約10センチ（約8トン分）減っていることに気づいた。タンクをつなぐ配管の電動弁が二つとも完全に閉まっていなかったため、A群の汚染水がB群のタンクに流れ込んだとみられるという。

東電は「その時に放出しようとする水だけを分析することが大事で、混ざってしまうのは問題なので運用面の見直しを検討する。放出時期への影響はないと考えている」と説明している。

・約8トンの処理水　誤って別のタンクへ流入するトラブル　外には漏れ出ず＜東京電力・福島第一原発＞
＜福島テレビ　2023年3月21日＞
https://www.fukushima-tv.co.jp/localnews/2023/03/2023032100000004.html
東京電力によると、3月19日午前0時ごろに福島第一原発で処理水をためていたタンクの水位が約10センチ低下した。別のタンクに繋がる配管の電動弁が閉まりきっていなかったことが原因で、約8トンの処理水が別のタンクに流れ込んだという。
どちらのタンクも、海に放出する前の処理水に含まれる放射性物質を測定するために設置されたもので、処理水はタンクの中に留まり、外には漏れ出ていなかった。
東京電力は、正しく作動していなかった電動弁を調べて、再発防止に努めるとしている。

[原子力施設全般]
・プルサーマル発電、2基中断へ　玄海と伊方、高浜は継続
＜共同通信　2023年3月19日＞　https://www.47news.jp/news/9080008.html

通常の原発でプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を使うプルサーマル発電を実施している4基のうち、九州電力玄海3号機が今年11月、四国電力伊方3号機が来年7月までの運転で、海外に加工を委託したMOX燃料を使い切り、プルサーマルを中断する見通しとなったことが19日、電力各社の運転計画で分かった。関西電力高浜3、4号機は当面、継続できるとしている。

今後3年間の見通しとして各社が国に提出した運転計画によると、玄海3号機は11月からの定期検査でMOX燃料4体を、伊方3号機は来年7月からの定期検査で5体を原子炉から取り出し、全て通常のウラン燃料に置き換える。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について　（検疫）
＜厚生労働省　2023年3月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32119.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月21日版）
＜厚生労働省　2023年3月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32118.html
---

[対策・予防]
◇省庁発表
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=XbnWURNVBnbVehvPY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wydIz43LmOhL5JtRY

◇マスク

・学校でマスク着用求めず、文科省が４月以降の方針示す…入学式・運動会の縮小も不要
＜読売新聞　2023 年 3 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230317-OYT1T50204/

文部科学省は１７日、４月からの学校における新型コロナウイルス対策では、マスクの着用を求めないことを基本とする方針を各教育委員会などに通知した。運動会など行事の縮小は不要とし、新学期からはコロナ前の学校生活に徐々に戻る見通しだ。

通知では、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、基礎疾患など様々な理由で、着用を希望したり、着用できなかったりする児童生徒もいることから、学校や教職員が児童生徒に着脱を強いることがないよう明記。登下校時に混雑した電車やバスに乗る場合や、校外学習で医療機関などを訪ねる際は着用を推奨する。

入学式や運動会、文化祭などの行事では、保護者らの参加人数制限や実施内容の削減、時間短縮の必要はないとした。音楽の授業などで合唱する際は、児童生徒の体の中心から前方１メートル、左右５０センチ程度距離を取るなど、「感染リスクが比較的高い学習活動」について具体的な対策を示した。

同日の閣議後記者会見で、永岡文科相は「教委や学校に丁寧な情報発信を行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう取り組みたい」と述べた。

文部科学省が示した、マスクを外した授業の感染対策例

話し合い活動	少人数で実施し、大声での会話は控える
音楽（合唱やリコーダー）	体の中心から前方１㍍、左右50㌢程度の距離を確保
体育（柔道など）	大声での発声は控える。見学や休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保
家庭科（調理実習）	試食の際は座席を向かい合わせにしないか、１㍍程度の距離を確保

・マスク着用する機会「減らなかった」74%　朝日新聞世論調査
＜朝日新聞　2023 年 3 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3M5T4RR3MUZPS009.html

18、19 日に実施した朝日新聞の世論調査で、マスク着用が 13 日から個人の判断に委ねられていることを受け、「あなた自身はマスクを着けることが減ったか、減らなかったか」と聞いた。「減らなかった」74%が「減った」23%を大きく上回った。「減った」は男女で差があり、男性 29%、女性 17%だった。また年代別では 18～29 歳で 33%と多めだった。

「減らなかった」と答えた人に理由を 5 択で尋ねると、「感染対策のため」50%、「花粉症だから」21%、「マスクが習慣になったから」15%、「周りが着けているから」10%、「顔を隠せるから」3%の順だった。「感染対策のため」は 60 代で 60%、70 歳以上で 60%。30 代以下では 3 割程度だった。「花粉症だから」は若年層で多く、18～29 歳の 29%、30 代の 33%が答えた。

調査方法　コンピューターで無作為に電話番号を作成し、固定電話と携帯電話に調査員が電話をかける RDD 方式で、18、19 の両日に全国の有権者を対象に調査した。固定は有権者がいると判明した 981 世帯から 506 人（回答率 52%）、携帯は有権者につながった 2178 件のうち 798 人（同 37%）、計 1304 人の有効回答を得た。

****

[3] 換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件（国土交通省告示第 207 号）

［官報］　令和5年3月20日　号外　第54号　92～111頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230320/20230320g00054/20230320g000540092f.html

〇国土交通省告示第 207 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和

二十五年法律第二百一号）第二条第七号、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の二第一号イ閣、第二十条の三第二項第一号イ㈲、㈲及び閇、第百十一条第一項並びに第百二十九条の二の五第三項、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項、第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項並びに官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月 20 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

（換気設備の構造方法を定める件の一部改正）

第一条　換気設備の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第一　居室に設ける自然換気設備 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の二第一号イ③の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。 *―省略―* 第三　調理室等に設ける換気設備 *―省略―*

（中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二条　中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
一　中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号ロ⑴及び⑵に規定する必要有効換気量（同号ロ⑴中「Af　居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）」は、［Af　居室の床面積］と読み替えて計算するものとする。）以上の有効換気量を換気する能力を有するものとすること。

（耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第一　壁の構造方法は、次に定めるもの（<u>第二号ロ、第三号ト及び第七号ハ</u>に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合

い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル：フラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

―省略―

第二　柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ、第三号ロ並びに第四号ニ及びへに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

―省略―

第三　床の構造方法は、次に定めるもの（第二号ロ及び第三号ホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル：フラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

―省略―

第四　はりの構造方法は、次に定めるもの（第二号ニ、第三号ロ及び第四号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル：フラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

―省略―

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第四条　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第一　定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の剛欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表叫欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表睇欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 *―省略―* 第四　調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。 *―省略―* 別表第一・別表第二 *―省略―* 別記第一号（Ａ４）／別記第二号（Ａ４） *―省略―* 別添第１の２様式（Ａ３） *―省略―*

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第五条　建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第二　定期検査等及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表剛(は)に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。 *―省略―*

（国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部改正）

第六条　国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
別表第一　換気設備 *―省略―*

（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第七条　防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第一　定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあっては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一か　別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表川(は)に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定め

る場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。
一～四　（略）
２　（略）

（二時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第八条　一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第一　壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下［取合い等の部分］という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 *―省略―*

（主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件の一部改正）

第九条　主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件（令和二年国土交通省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一　次のイからハまでのいずれか及び第二号へに該当すること。 イ　床面積が三十平方メートル以内の居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下この号において同じ。）であること。 ロ・ハ　（略） 二　次のいずれにも該当するものであること。 イ　次の⑴又は⑵のいずれかに該当すること。 ⑴　居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するもの、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用に供するもの及び地階に存するものを除く。以下同じ。）から令第百二十条の規定による直通階段（以下単に「直通階段」という。）に通ずる廊下等（廊下その他の避難の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。）が、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。 ⑵　当該居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下［スプリンクラー設備等］という。）を設けた室以外の室（令第百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」と

いう。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

ロ　直通階段が、次のいずれかに該当すること。

⑴　直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

⑵　直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口に剛に規定する防火設備を設けたものであること。

ハ　避難階における階段から屋外への出口に通ずる廊下等（火災の発生のおそれの少ない室に該当するものに限る。ただし、当該廊下等にスプリンクラー設備等を設けた場合においては、この限りでない。）が、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ニ　居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次の剛から㈹までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。

⑴　当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第一号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。

⑵　⑴の規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第二号に掲げる式に基づき計算すること。

⑶　⑵の規定によって計算した高さが、一・八メートルを下回らないことを確かめること。

ホ　居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令第百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。

ヘ　令第百十条の五に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること

附　則

（施行期日）

１　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[4] 直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件（国土交通省告示第 208 号）

［官報］　令和 5 年 3 月 20 日　号外　第 54 号　111 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230320/20230320g00054/20230320g000540111f.html

○国土交通省告示第 208 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十条第一項の表の】」の項の規定に基づき、直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十条第一項の表の日の項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

一　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　床面積が三十平方メートル以内の居室（病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用に供するもの及び地階に存するものを除く。以下同じ。）であること。

ロ　居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等（廊下その他の避難の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。）（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令第百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。

二　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　居室から令第百二十条の規定による直通階段（以下単に「直通階段」という。）に通ずる廊下等が、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ロ　居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令第百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

三　直通階段が次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ロ　直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口にイに規定する防火設備を設けたものであること。

四　居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次のイから八までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。

イ　当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第一号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。

ロ　イの規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第二号に掲げる式に基づき計算すること。

ハ　ロの規定によって計算した高さが、一・八メートルを下回らないことを確かめること。五令第百十条の五に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施

＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H_uUE1EXRDSXOFqNY

対象食品等	検査の項目	経緯
ブラジル産いんげん豆	アフラトキシン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ブラジル産いんげん豆からアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

アフラトキシンについて
　発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種。
****
[6] ***温暖化対策関係***
◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書統合報告書の公表について
＜農林水産省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/230320.html
　AR6 統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）の概要
　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/attach/pdf/230320-1.pdf

・30 年の CO2 排出、半減が必要　1.5 度抑制へ IPCC
＜共同通信　2023 年 3 月 21 日＞　https://nordot.app/1010533841193893888
https://news.yahoo.co.jp/articles/16e6e97686c01287f714abfdbc69f48f3be5461d
　国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は 20 日、今世紀末の気温上昇幅が 1.5 度を超える恐れが強まっており、この水準に抑えるには 2030 年に世界の二酸化炭素（CO2）排出を現状から半減させる必要があるとの報告書を公表した。今後 10 年間の対策が人類や地球に「数千年にわたり影響を与える」と警告、各国に抜本的な対策を急ぐよう求めた。
　地球温暖化の重大な被害を回避するため世界はパリ協定の下、産業革命前からの気温上昇を 1.5 度に抑えることを目指している。報告書は「気温は既に 1.1 度上昇しており、対策を強化しなければ今世紀末に最大 3.4 度の上昇になる」と予測した。
　1.5 度抑制のためには、19 年と比べた CO2 排出量を 30 年に 48％減、35 年に 65％減とするなど短期間で大幅削減が必要だと強調。メタンなどを含む温室効果ガス全体でも 30 年に 43％減、35 年に 60％減が求められるとした。各国は今後、35 年の削減目標を策定予定で、影響を与えるとみられる。

気温上昇を1.5度に抑えるのに必要な排出削減　（2019年比）

	2030年	35年	40年	50年
二酸化炭素	48％	65％	80％	99％
温室効果ガス	43％	60％	69％	84％

◇脱炭素で踏み込み足りず、日本の声明案に欧米難色－４月に閣僚会合
＜Bloomberg　2023 年 3 月 20 日＞
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-03-20/RRSPXNT0AFB701
https://news.yahoo.co.jp/articles/ed6f36dd9178883ef76312f74483704625b34561?page=1
（ブルームバーグ）：４月に札幌で開催される主要７カ国（Ｇ７）の気候・エネルギー・環境大臣会合を控え、議長国の日本が提案する共同声明案に各国が反発を強めている。日本は、液化天然ガス（ＬＮＧ）への投資や、発電用化石燃料の効率利用を支援する技術の普及を訴えるが、脱炭素を巡る踏み込みが足りないとの声が上がる。事情に詳しい関係者によると、米国や英国を含む加盟国は共同声明の初期草案について、気候変動対策を加速させる取り組みに重点が置かれていないと批判している。

関係者によると、日本が石炭火力発電所の段階的廃止について具体的な期限を示していないことや、電力部門全体の目標としても、化石燃料の使用を廃止することへのより野心的な計画を示していないことについて、一部の国から懸念が示されている。
ブルームバーグが確認した２月 22 日付の草案で、日本は「ＬＮＧと天然ガスの上流投資の必要性」に対する支持を求めた。根拠として、ロシアのガス生産量が減少している点や、新興国における「トランジションエネルギー」としての需要増を挙げた。
関係者によると、草案の表記を巡って各国の交渉が現在行われている。
日本はまた、火力発電からの二酸化炭素（ＣＯ２）排出を抑制するための手法として、水素とアンモニアを石炭に混ぜて利用する「混焼」への支持も各国に求めている。だが、アンモニアの利用はコストがかかる上、効率も悪くほかの温室効果ガスを放出するという批判も根強い。
東京電力ホールディングスと中部電力が折半出資するＪＥＲＡなどの日本企業は、国内のみならず、フィリピン、台湾、タイなどでも、アンモニアと石炭の混焼による発電所の効率化に取り組んでいる。
経産省の担当者はコメントを差し控えた。米政府の広報担当者はコメントの要請に応じなかった。英政府の広報担当者は、Ｇ７での協議は継続中だと述べた。
Ｇ７で唯一アジア地域にある日本は、燃料の多くを輸入に頼らざるを得ない。だが、日本が示している方針は、昨年起きたエネルギー危機以降、インドや中国などが電力不足を引き起こさないよう石炭生産を倍増させたことと、それほど変わらない。
ロシアによるウクライナ侵攻は、世界の燃料市場の需給を逼迫させ、その結果、価格の高いＬＮＧを輸入できなくなったアジアのいくつかの最貧国で停電を引き起こした。
岸田文雄首相は３月、ベトナム、オーストラリア、インドネシアを含むアジアゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ）の閣僚会合におけるビデオメッセージで、「われわれアジアにとって、安定供給のためにできる限り多くのエネルギーの選択肢を持っておく。そのために、現実的なエネルギートランジションを進めていくことは大変重要だ」と述べた。
日本政府は、国内のＬＮＧ輸入企業に対し、海外における投資を継続するよう求めると同時に、二酸化炭素を大気中に放出せず、地中に閉じ込める二酸化炭素回収・貯留などＣＯ２排出量の抑制に役立つ技術の潜在的役割を強調する。
共同声明の草案は、いまも議論が続けられており、４月 15－16 日に開催される大臣会合に向けて修正される見込みだ。その後、各国首脳は５月に広島で開催されるＧ７サミットで顔を合わせる。
岸田首相は 18 日、ドイツのオラフ・ショルツ首相と会談した。その後の共同会見では、気候変動政策にかかる明確な違いについて聞かれると、脱炭素化を進めつつエネルギー安全保障を確かなものするには、各国が自国の状況に応じて現実的な道を追求することが重要だとの見解を共有したと述べた。
原題：G-7 Members Push Back on Japan’s Natural Gas Investment Call (1) (抜粋)
****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業」の公募開始について
＜環境省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01346.html
****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 431 号）
［官報］　令和 5 年 3 月 20 日　本紙　第 940 号　2～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230320/20230320h00940/20230320h009400002f.html
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・PFAS に対する総合戦略検討専門家会議(第２回)の開催について　　３月 28 日

＜環境省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01364.html

本専門家会議では、PFAS（ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物）に関する国内外の最新の科学的知見、国内での検出状況、それらを踏まえた科学的根拠に基づく対応、国民への分かりやすい情報発信・リスクコミュニケーションの在り方について学識経験者等から成る有識者に討議いただく予定です。

- PFOS 及び PFOA の対応の在り方について
- 国民への情報発信及びリスクコミュニケーションの在り方について
- PFOS、PFOA 以外の PFAS の対応の在り方について

・令和５年４月の石綿健康被害判定小委員会の開催について　　４月 13、19、20、28 日

＜環境省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01363.html

医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議（第８回）の開催について　　３月 24 日

＜環境省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01371.html

1. モニタリングの実施状況について
2. 海洋放出後のモニタリングの結果の取扱いについて
3. その他

・「第 10 回　個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催します　　３月 29 日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zNc25nfjPxf8JpFY

（１）フリーディスカッション（論点１及び論点３関係）

（２）その他

・第 10 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会　　3 月 28 日

＜経済産業省　2023 年 3 月 20 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/50007

1. 製品安全行政を巡る動向について
2. 製品安全規制の見直し
3. 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

[開催記録、報告、資料等]

・第９回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会の議事録　　2 月 15 日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=qU0ipeeh8oIhjuo7Y

（１）医薬品の安定供給について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会 資料　　３月７日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31574.html

(1) ゲノム編集技術応用食品等の個別品目（トウモロコシ）について

(2) その他

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***

＜化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 119 号　2023 年 3 月 20 日　から＞

（１）　中国における化学物質管理政策最新動向セミナー（オンライン）のご案内

化学物質国際対応ネットワークでは、本ネットワークの活動の一環として、3 月 23 日（木）に中国における化学物質管理政策の最新動向に関するオンラインセミナーを開催します。

同セミナーにご参加をご希望の方は、以下のページより詳細をご参照の上、ご登録ください。

環境省　報道発表

https://www.env.go.jp/press/press_01332.html

化学物質国際対応ネットワーク　開催案内

https://chemical-net.env.go.jp/seminar20230323.html

（２）　欧州における最新動向

(1) ECHA が PFAS 制限案を発表

欧州化学物質庁（ECHA）は、2023 年 2 月 7 日、パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）に関する制限案を発表しました。同提案は、環境中への PFAS 排出を削減し、人々にとってより安全な製品と製造プロセスを確保することを目的としています。

この提案のスコープに含まれる全ての PFAS は、環境中に長期的に存在し、今回の制限が行われない場合には、今後 30 年間に約 440 万トンの PFAS が環境中に放出され、人健康や環境に悪影響を生じる結果になると推定しています。

ECHA　News（英語）

https://echa.europa.eu/-/echa-publishes-pfas-restriction-proposal

(2) ECHA は、モノマー及びポリマーに関するガイダンスを更新

2023 年 2 月 21 日、ECHA は、モノマー及びポリマーに関するガイダンスを更新しました。この更新は、2021 年 6 月 29 日の ECHA の諮問委員会（Board of Appeal: BoA）による決定に基づくものです。今回の更新には、ポリマー及びモノマーの製造・輸入に関する登録義務における変更が含まれています。

主な変更点は次のとおりです。

・ポリマーの製造業者または輸入業者による登録が必要なモノマー

・最終的にポリマーになるモノマーの登録トン数の計算法

・モノマー登録者が化学物質安全性報告書に含めなければならない情報内容

ECHA　News（英語）

https://echa.europa.eu/-/echa-updates-monomer-and-polymer-guidance-following-board-of-appeal-decision

(3) ECHA は、REACH 登録を改善するための推奨事項を更新

今回更新された推奨事項は、特に動物実験を避けることに重点を置いており、具体的にはリードアクロス（Read-across）に関する推奨事項が新たに追加されました。

登録者への推奨事項は、ECHA の登録一式文書のコンプライアンス・チェックの調査結果に基づいており、REACH の登録要件に対する最近の改訂内容を踏まえたものになっています。登録予定の事業者は、この推奨事項を確認することで、登録一式文書が REACH の登録要件を満たしているか確認が必要です。

ECHA　News（英語）

https://echa.europa.eu/-/echa-updates-recommendations-to-improve-reach-registrations

ECHA　推奨事項（英語）

https://echa.europa.eu/recommendations-to-registrants

（３）　米国における最新動向

(1) EPA は、PFAS 制限等を含む排水規制及び研究の計画を発表

米国環境保護庁（EPA）は、2023 年 1 月 20 日、科学的根拠及び水質浄化法に基づいた河川保護のための「廃水ガイドライン・プログラム・プラン 15（プラン 15）」を発表しました。同プランは、PFAS の水域への排出量と性質評価に焦点を当てており、産業由来の PFAS の排出を制限することを目的とする「PFAS 戦略ロードマップ」への EPA のコミットメントを前進させるものです。

また、EPA は同プランにおいて、埋立地からの浸出水に含まれる PFAS を削減するために改訂された排水制限ガイドライン及び前処理基準（Effluent Limitations Guidelines and Pretreatment Standards: ELGs）も発表しました。

米国環境保護庁　News（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-plans-wastewater-regulations-and-studies-including-limits-pfas-new-study

米国環境保護庁　PFAS 戦略ロードマップ 2021-2024（英語）

https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

(2)EPA は、国家執行・法令遵守イニシアチブに PFAS 汚染対策の追加を提案

EPA は、2024 年度～2027 年度に予定している「国家執行・法令遵守イニシアチブ」(National Enforcement and Compliance Initiatives: NECI) において、PFAS 汚染対策等の追加を提案しました。

EPA は 4 年ごとに、連邦政府の執行によって状況に変化をもたらす可能性のある深刻かつ広範な環境問題の要因に焦点を当てるための国家イニシアチブを進めています。このイニシアチブは、執行を通じて汚染者に責任を負わせ、規制対象の事業者がコンプライアンスを遵守することを支援することにより人健康と環境を保護することを主な目的にしています。

本提案へのパブリックコメントは、3 月 13 日まででした。

米国環境保護庁　News (英語)

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-add-environmental-justice-climate-change-and-pfas-national-enforcement

(3)EPA は、安全性が不明な PFAS の製造・使用の再開の禁止を提案

EPA は、EPA による詳細評価及びリスク決定がなされず、長年製造または使用されてこなかった約 300 種の PFAS の製造または使用を事業者が再開することを禁止する規則を提案しました。

米国では 1976 年に有害物質管理法 (TSCA) が施行された後、PFAS を含む何千もの化学物質が同法の下で除外され、追加の審査なしで取引を続けることが許可されてきました。その結果、これまで多くの産業で使用または環境中に放出されてきた可能性があります。

なお、この提案は、長期的な化学物質の影響に取り組むというバイデン政権のコミットメントを反映しており、EPA の「PFAS 戦略ロードマップ」に基づいています。

米国環境保護庁　News (英語)

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-key-step-stop-unsafe-pfas-reentering-commerce

(4)EPA が TSCA に基づく累積的リスクを考慮するための提案アプローチを発表

EPA は、2023 年 2 月 24 日、TSCA に基づく化学物質の累積リスクを評価するための一連の原則と、それらの原則を特定のフタル酸エステルによって引き起こされる累積リスクの評価に適用するためのアプローチを発表しました。これは、化学物質の複合暴露による人へのリスクの評価法を開発するプロセスにおける重要なステップとなります。

この累積的リスク評価の原則案では、TSCA の科学的および規制上の文脈でどのように使用できるかについて説明しています。累積的リスク評価は、常に最良のアプローチであるとは限らないが、化学物質が毒性学的に十分に類似し、同時暴露があると判明した場合には、この評価が適切な場合があります。

EPA は、2023 年 5 月 8 日～11 日に化学物質科学諮問委員会 (The Science Advisory Committee on Chemicals: SACC) の公開オンライン会議を開催し、累積的リスク評価の原則と枠組みに関するピアレビューを実施予定です。

米国環境保護庁　News (英語)

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-proposed-approach-considering-cumulative-risks-under-tsca

(5)PFAS に関する国家第一種飲料水規則

EPA は、2023 年 3 月 14 日、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレン オキサイド ダイマー酸 (HFPO-DA、一般に GenX Chemicals として知られる)、パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、及びパーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) を含む 6 つの PFAS に対する国家第一種飲料水規則 (National Primary Drinking Water Regulation: NPDWR) に関する提案を発表しました。

提案 PFAS NPDWR は、最終決定されるまで、何のアクションも必要としませんが、EPA は、2023 年末までに規制を最終決定する予定であり、この規制が完全に実施されれば、PFAS に起因する数千人規模の中毒死、及び数万人規模の深刻な病が防止されると予想しています。EPA は、提案規則に関するパブリックコメントを求めており、パブリックコメント期間は、連邦官報での規則案の公開後に開始されます。

EPA は、飲料水中の 6 つの PFAS について、最大汚染レベル (MCL) と呼ばれる法的強制力のあるレベルを確立するため、NPDWR を提案しています。EPA はまた、これら PFAS について、健康に基づく強制力のない最大汚染レベル目標 (MCLG) を提案しています。

1. PFOA…提案 MCL：Zero、提案 MCL(施行可能レベル)：4.0 兆分の 1 (ng/L とも表記)

2. PFOS…提案 MCL：Zero、提案 MCL(施行可能レベル)：4.0 ppt
3. PFNA…提案 MCL 及び提案 MCL(施行可能レベル)：1.0（単位なし）ハザード指数
4. PFHxS 提案 MCL 及び提案 MCL(施行可能レベル)：1.0（単位なし）ハザード指数
5. PFBS…提案 MCL 及び提案 MCL(施行可能レベル)：1.0（単位なし）ハザード指数
6. HFPO-DA（GenXChemicals）…提案 MCL 及び提案 MCL(施行可能レベル)：1.0（単位なし）ハザード指数

提案規則は、公共水システムに次のことも要求します。

・これら PFAS を監視する
・これら PFAS のレベルを一般に通知する
・これら PFAS が提案された基準を超えている場合は、飲料水中の PFAS のレベルを下げる

米国環境保護庁　関連 Topics（英語）
https://www.epa.gov/sdwa/and-polyfluoroalkyl-substances-pfas

（４）　ベトナムにおける最新動向

(1) グリーンケミストリーの開発―ベトナムの化学産業のトレンド

ベトナム商工省化学品局は、グリーンケミストリーの開発に関するベトナムでの取り組みについての記事をウェブサイトに掲載しました。

記事によると、グリーンケミストリーの開発は、ベトナムの化学産業にとって避けられない国際動向であり、近い将来、ベトナム化学品法（2007 年）の改正において具体化される可能性があり、また、グリーンケミストリーの開発は、持続可能な開発を保証するだけでなく、ベトナムで製造される製品の経済効率と競争力を向上させるとしています。

なお、現行のベトナム化学品法には、有害化学物質の使用削減や廃棄物（特に有害廃棄物）の防止の原則など、グリーンケミストリーの原則に関連する内容が含まれていますが、グリーンケミストリーに基づく規制は含まれていません。

ベトナム商工省化学品局（VINACHEMIA）　News（ベトナム語）
http://www.cuchoachat.gov.vn/tin-tuc/phat-trien-hoa-hoc-xanh-xu-huong-voi-cong-nghiep-hoa-chat-tai-viet-nam.html

****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・マダニ介して感染症に、家庭菜園で草取りした女性死亡…腕のかさぶたに気づき受診
＜読売新聞　2023 年３が津 21 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230320-OYT1T50255/
https://news.yahoo.co.jp/articles/5353cea91e302d3b1f30ee5da273fcf8d7b79b11

熊本県は２０日、上益城郡の女性（７８）が、マダニを介して発症する感染症「重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）」で死亡したと発表した。県内での死亡確認は今年初めて。

発表によると、女性は家庭菜園で草取りをしており、６日に腕のかさぶたに気づいて医療機関を受診し、１６日に発熱した。症状が急変し、２０日に死亡した。

県は８日、天草市の男性が今年初めての感染者と確認されたと発表していた。ダニの刺し口などは見られなかったが、２月中旬に山林で山菜採りをしたという。

・サル痘の患者等の発生について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=MdW6PX85ahq5FnujY

・茨城県八千代町及び坂東市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 73 及び 76 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230320_3.html

・岩手県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 80 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230320.html

---

・ポルトガルからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2023 年 3 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230320_2.html
ポルトガルの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和 3 年 12 月以降、同国からの家きん肉等について輸入を一時停止していました。
今般、ポルトガル家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、同国の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付で当該一時輸入停止措置（※）を解除しました。

◇新化学物質、化学物質新利用技術等
・磁気構造が壊れても復活する、東大がスゴい物質発見
＜日刊工業新聞　2023 年 3 月 20 日＞　https://newswitch.jp/p/36289
https://news.yahoo.co.jp/articles/f5868b6ba4cc5c8571f0ed5ce6c9601a94403e5b
東京大学の渡辺義人大学院生と有馬孝尚教授らは、磁気構造を壊されても復活する物質を発見した。この物質は微小な磁石が交互に反対向きに並ぶ。強い磁場をかけると並び方が壊れて無秩序になるが、磁場をさらに強めると並び方が戻る。量子性に起因しており新しい量子技術につながる可能性がある。
反強磁性体のバリウム・コバルト・ゲルマニウム酸化物に強磁場をかけて分析した。この物質はコバルト原子が微小な磁石として振る舞う。コバルトを亜鉛で置換して微小磁石を間引いた。初めは磁石の向きが交互に反対向きに並ぶが、10 テスラの磁場で磁気構造が壊れた。
磁場を増すと 15 テスラで磁気構造が復活し 30 テスラ以上でまた壊れる。
********** 以上 **********